

国家知識産権局

「専利出願行為の適正化に関する若干の規定 の改正草案（意見募集稿）」に関する説明

2016年12月6日発表

独立行政法人 日本貿易振興機構(ジェトロ)

北京事務所知的財産権部編

※本資料は仮訳の部分を含みます。

※ジェトロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記すよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェトロが保証するものではないことを予めご了承下さい。

国家知識産権局「専利出願行為の適正化に関する若干の規定

の改正草案（意見募集稿）」に関する説明

一、改正の必要性と主要過程

「国務院の新情勢下における知的財産強国建設の加速に関する若干の意見」に、専利品質向上プログラムを実施し、知的財産が大きいが強くなく、多いが品質が高くないという問題を解決する必要があると明確に提出した。

2007年、我が局は「専利出願行為の適正化に関する若干の規定」（局令第四十五号）（以下「若干の規定」という）を頒布し、その中で2種の典型的な異常専利出願行為を列挙し、相応の処理措置を提出した。「若干の規定」の実施は異常な専利出願行為を抑制するのに一定の役割を發揮したが、現実において新たな目立つ異常専利出願行為が幾つか現われ、それを規制する必要がある。

専利品質を更に高めるために、2016年8月、国家知識産権局は「若干の規定」の改正を始めた。立法後の評価及び近年来の調査研究状況と結びつけ、真剣な研究を経て、併せて地方知識産権局、企業と専利代理機構の意見を募集し、「専利出願行為の適正化に関する若干の規定の改正草案（意見募集稿）」を形成した。

二、主要な改正内容

（一）異常専利出願行為の方式の追加

現行の「若干の規定」においては、異常専利出願行為は複数の内容が明らかに同一である或いは既存技術或いは既存意匠を剽窃する専利出願の提出に係わる。現実において現われた新たな異常専利出願行為には主に、異なる材料、成分、各成分の比率、部品等を簡単に切り替え或いは寄せ集め、複数の専利出願を提出する方式、実験データ或いは技術効果を捏造する方式により複数の専利出願を提出する方式、コンピューター技術でランダムに製品の形状、図案或いは色彩を生成する等のような手段で複数の専利出願を提出する方式等が含まれる。「若干の規定」に上記の行為方式を追加するよう提案する。

現実においては、一部の事業者や個人が異常専利出願の作成を代行し、他人の出願提出を手伝う事情があり、「権利侵害責任法」の規定を参考し、他人の異常専利出願の提出を手伝う行為も「若干の規定」に納めるよう提案する。

(第三条)

(二) 異常専利出願行為に対する処理措置の強化

現行の「若干の規定」には、異常専利出願行為について6つの処理措置を規定している。抑止作用を一層増やすために、異常専利出願行為に対する処理を強化し、異常専利出願を提出し情状が深刻である出願人に対し、専利費用を軽減せず、追納を要求する上に、状況に応じて本年度から5年以内に専利費用を軽減しないことを提案する。地方の助成と奨励を享受する出願人に対し、各地方知識産権局に助成、奨励を与えず、払戻を要求すると提案する上、状況に応じて本年度から5年以内に助成或いは奨励を与えないことを提案する。異常専利出願行為の出願人、代理機構或いは他人の異常専利出願の提出を手伝う事業者或いは個人に対し、関連情報を全国信用情報共有プラットフォームに納めると規定する。(第四条)